

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 一 男

岩手県教育委員会規則第6号

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																				
<p>(職及び職務)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項に規定する職のほか、事務局に、次の表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、同表の左欄に掲げる職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="145 857 767 1966"><thead><tr><th>職員</th><th>職</th><th>職務</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>事務職員</td><td>主任主事、主事及び行政専門員</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>技術職員</td><td>主任技師、技師、行政専門員、専門幹保健師、上席保健師、主査保健師、主任保健師及び保健師</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></tbody></table>	職員	職	職務	[略]			事務職員	主任主事、主事及び行政専門員	[略]	[略]			技術職員	主任技師、技師、行政専門員、専門幹保健師、上席保健師、主査保健師、主任保健師及び保健師	[略]	[略]			<p>(職及び職務)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項に規定する職のほか、事務局に、次の表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、同表の左欄に掲げる職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="831 857 1458 1966"><thead><tr><th>職員</th><th>職</th><th>職務</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>事務職員</td><td>コーディネーター、主任主事、主事及び行政専門員</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>技術職員</td><td>コーディネーター、主任技師、技師、行政専門員、専門幹保健師、上席保健師、主査保健師、主任保健師及び保健師</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></tbody></table>	職員	職	職務	[略]			事務職員	コーディネーター、主任主事、主事及び行政専門員	[略]	[略]			技術職員	コーディネーター、主任技師、技師、行政専門員、専門幹保健師、上席保健師、主査保健師、主任保健師及び保健師	[略]	[略]		
職員	職	職務																																			
[略]																																					
事務職員	主任主事、主事及び行政専門員	[略]																																			
[略]																																					
技術職員	主任技師、技師、行政専門員、専門幹保健師、上席保健師、主査保健師、主任保健師及び保健師	[略]																																			
[略]																																					
職員	職	職務																																			
[略]																																					
事務職員	コーディネーター、主任主事、主事及び行政専門員	[略]																																			
[略]																																					
技術職員	コーディネーター、主任技師、技師、行政専門員、専門幹保健師、上席保健師、主査保健師、主任保健師及び保健師	[略]																																			
[略]																																					
<p>(所掌事務)</p> <p>第41条 学校以外の教育機関（青少年の家を除く。第42条、第</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第41条 学校以外の教育機関（青少年の家及び野外活動センタ</p>																																				

44条、第45条及び第62条において同じ。)の所掌事務は、次のとおりとする。

学校以外の教育機関	所掌事務
[略]	
埋蔵文化財センター	[略]
野外活動センター	1 野外活動の普及奨励に関すること。 2 青少年の心身の健全育成に関すること。 3 復興及び防災に係る研修に関すること。

(職及び職務)

第45条 学校以外の教育機関に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
埋蔵文化財センター	[略]	
野外活動センター	所長	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、野外活動センターの事務を掌理する。</u>
	次長	<u>所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。</u>

2 前項に規定する職のほか、学校以外の教育機関に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、主幹、専門幹及び副主幹にあつては事務職員を、その他の職にあつては事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
図書館	[略]	
野外活動センター	主幹	<u>上司の命を受け、野外活動センターの重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。</u>
	専門幹	<u>上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、野外活動センターの特定事務を処理する</u>

二を除く。次条、第44条、第45条及び第62条において同じ。)の所掌事務は、次のとおりとする。

学校以外の教育機関	所掌事務
[略]	
埋蔵文化財センター	[略]

(職及び職務)

第45条 学校以外の教育機関に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
埋蔵文化財センター	[略]	

2 前項に規定する職のほか、学校以外の教育機関に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、主幹、専門幹及び副主幹にあつては事務職員を、その他の職にあつては事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
図書館	[略]	

		<u>とともに、その事務を総括整理する。</u>		
	<u>主任主査及び主任主査行政専門員</u>	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、野外活動センターの特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</u>		
	<u>副主幹</u>	<u>上司の命を受け、野外活動センターの特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。</u>		
	<u>主査及び主査行政専門員</u>	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、野外活動センターの特定事務を処理する。</u>		
	<u>主任及び主任行政専門員</u>	<u>上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務又は技術をつかさどる。</u>		
3	[略]		3	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 教育職員等の勤務時間に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(学校等勤務職員の特例) 第6条 学校、図書館、博物館、 <u>美術館及び野外活動センター</u> に勤務する職員の週休日及び勤務時間は、当該機関の長が、勤務態様及び内容に応じ、別に割振りを行うものとする。	(学校等勤務職員の特例) 第6条 学校、図書館、博物館 <u>及び美術館</u> に勤務する職員の週休日及び勤務時間は、当該機関の長が、勤務態様及び内容に応じ、別に割振りを行うものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	